

令和5年6月22日「香害をなくす連絡会」面会 事前回答

1. 「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」における有害物質の指定方法は、来年度中には新たな形になりますか。

(答) 「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」における有害物質の指定方法については、令和元年度～3年度に厚生労働科学研究事業で検討する物質の優先順位の考え方等を整理してきたところです。今後、薬事・食品衛生審議会 化学物質安全対策部会 家庭用品安全対策調査会にて議論を行うために、現在準備を進めているところです。

2. ①家庭用品に含まれる香料などの化学物質が室内空気質に与える影響を調べる、「シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会」の再開時期は決まりましたか。

(答) 「シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会」の再開に向けては準備を進めているところです。

なお、いわゆる「香害」は、人疫学調査や動物実験のデータで有害性が見られるよりもはるかに低い濃度で生じていると考えられ、その病態や発症メカニズムに未解明な部分が多いと承知しています。そのため、現時点ではシックハウス検討会において、いわゆる「香害」を検討する

予定はありません。

2. ②教室のTVOC測定の意義などについて、文部科学省と連絡をとりましたか。

(答) TVOCの暫定目標値は、毒性学的知見にはよらず、国内家屋の実態調査の結果から、合理的に達成可能な限り低い範囲で決定した値であり、室内空気質の状態の目安として利用されるものであることは、文部科学省にもお伝えしています。

3. ①家庭用品中のマイクロカプセル類のように、化学物質を繰り返し放出する徐放技術が、人体に与える問題点の研究はなされていますか。

(答) 現時点では、家庭用品で使用された徐放技術が原因で、健康被害が生じるとの科学的知見は承知していません。

3. ②マイクロカプセル素材にウレタン樹脂やメラミン樹脂が使われていないか、柔軟剤からイソシアネートやホルムアルデヒドが出ていないか、医薬品食品衛生研究所で調べてもらえますか。

(答) ご指摘の点について、まずは、柔軟剤を製造・販売している企業やその業界団体に対して事実関係を確認することが重要と考えています。

厚生労働省から業界団体に事実関係を確認したところ、

- ・ 柔軟剤に含まれるマイクロカプセルの素材にメラミン樹脂は使用しているが、イソシアネートを原料とするウレタン樹脂は使用していないこと、
- ・ メラミン樹脂を使用している場合、残留ホルムアルデヒドは家庭用品規制法の纖維製品に対するホルムアルデヒド規制値を参考にして、安全性を確認している

旨を聞いており、現時点では医薬品食品衛生研究所での検査は不要と考えています。

3. ③柔軟剤に含まれるマイクロカプセルのサイズについて、環境省と情報共有をしましたか？

(答) 香料入りマイクロカプセルの直径は、公表情報によると $10\sim50\mu\text{m}$ と聞いています。前回面会後に環境省の研究事業を確認しましたが、環境省で実施している大気中のマイクロプラスチックに関する研究では、タイヤ粉塵や纖維状マイクロプラスチックを取り扱っていると承知しています。

3. ④マイクロカプセルなど微粒子を発生させる家庭用品の使用について、注意喚起をしてください。

最近、 $\text{pm}2.5$ が肺腺癌を促進するメカニズムを解明した研究が「ネイチャー」に掲載されました（[資料1](#)）。空気中を浮遊する、 $\text{pm}2.5$ サイズのマイクロカプセルには吸

入リスクがあるのは明らかです。

2016 年までに、架橋型アクリル酸系水溶性ポリマーの粉じんに曝露した労働者 6 名が、肺線維化、間質性肺炎など肺障害を発症するという労働災害が発生し、2017 年、貴省では、労働基準局安全衛生部長名で、「粉状物質の有害性情報の伝達による健康障害防止のための取組」という通知文書を都道府県県労働局長ならびに業界団体に出しています。文中には「有害性が低い粉状物質であっても、長時間にわたって多量に吸入すれば、肺障害の原因となり得るものである」との記述があり、作業環境における曝露防止等の取組をしています（[資料2](#)）。

貴省では、こうした知見を既にお持ちなのですから、一般の室内環境においても、マイクロカプセル等、微粒子を発生させる家庭用品の使用に関して、広く注意喚起をすべきではないでしょうか。

（答）ご指摘の趣旨は家庭用品に含まれる化学物質自体の性質が原因ではなく、微粒子という性状が原因であるとの指摘と考えられます。

家庭用品規制法では、具体的な化学物質の名称を明示して規制してきています。このため、具体的な化学物質の名称ではなく性状を示して家庭用品規制法で規制することは困難です。

4. 第四級アンモニウム塩を含む製品が増え、環境中の第四級アンモニウム塩の総量が増加することでのリスクについて、いかがお考えでしょうか。

（答）環境中の化学物質については環境省の所掌のため、お答えしかねます。

5. 各種業界の生活衛生同業組合連合会等に、5省庁連盟のポスター周知を行いましたか。（所管：医薬・生活衛生局 生活衛生課）

(答) 5省庁連名で作成された啓発ポスター（「その香り 困っている人がいるかも？」）について、令和5年3月に旅館・ホテル、理美容及び飲食業に係る生活衛生関係営業の全国団体に、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課より周知を行うとともに、傘下の組合及び事業者に周知を行うよう依頼を行いました。

(参考) 旅館・ホテル、理美容、飲食業に係る生活衛生関係営業の全国団体

- ・全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
- ・全国理容生活衛生同業組合連合会
- ・全日本美容業生活衛生同業組合連合会
- ・全国麵類生活衛生同業組合連合会
- ・全国飲食業生活衛生同業組合連合会
- ・全国すし商生活衛生同業組合連合会
- ・全国喫茶飲食生活衛生同業組合連合会
- ・全国中華料理生活衛生同業組合連合会
- ・全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会
- ・全国料理業生活衛生同業組合連合会

6. 関係省庁と連携して、GHS ラベルを家庭用品にも表示するようにしてください。[\(資料3\)](#)

(答) 家庭用品の表示については消費者庁の所掌のため、お答えしかねます。

(厚生労働省医薬・生活衛生局
医薬品審査管理課化学物質安全対策室)